王寺町議会　各種団体等との意見交換会開催要領

１ 開催趣旨

王寺町議会基本条例第６条第５項に基づき、各種団体等との意見交換会を開催し、様々なご意見をお聴きすることにより、議員の政策立案能力の強化を図る。

２ 対 象

町内の各種団体、住民グループ（おおむね１０名以上のグループ等）

３ 開催時期

議会の会期中、委員会開催日、議員研修の実施日、町のイベント開催日及び年末年始の休日を除く。

４ 意見交換の内容等

① 町政に関すること。
② 町議会に関すること。
③ その他町の重要な事項に関すること。

①から③に該当するもので具体的なテーマを設定して意見交換を行う。
時間は２時間程度とする。

５ 開催場所

原則、王寺町議会協議会室（役場３階）または町公共施設会議室で行う。
ただし、各種団体等で会場を確保される場合は、各種団体等の指定する場所で開催することができる。

６ 参加する議員

テーマをもとに議会運営委員会で参加する議員を決定する。

７ 応募方法

様式第１号の「各種団体等との意見交換会申込書」に必要事項を記載して、開催を希望する日の２か月前までに議会事務局へ提出する。（ＦＡＸ、メールも可）
但し、時代に相応しい課題解決のために、議会から各種団体等に依頼し、開催することもできる。

８　その他

① 開催の可否については、議会運営委員会で協議し決定する。応募されたテーマの内容、開催時期によっては、お受けできない場合がある。
開催を決定した場合は、様式第２号の「実施決定通知書」により通知する。

② 開催決定後、運営方法等について具体的に協議させていただく。

③ 意見交換会の内容は、報告概要を作成し、後日、議会だより及びホームページ等で公表する。

この要領は令和６年８月１日から施行する。

【お問合わせ先】
王寺町議会事務局
〒636-8511 王寺町王寺 2 丁目 1 番 23 号
電話 0745-73-2001 内線 303　FAX 0745-73-2014
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　ojigikai@galaxy.ocn.ne.jp